



第7回ESGファイナンス・アワード・ジャパン 環境サステナブル企業部門の御紹介

↓募集開始に関する環境省報道発表はこちら↓



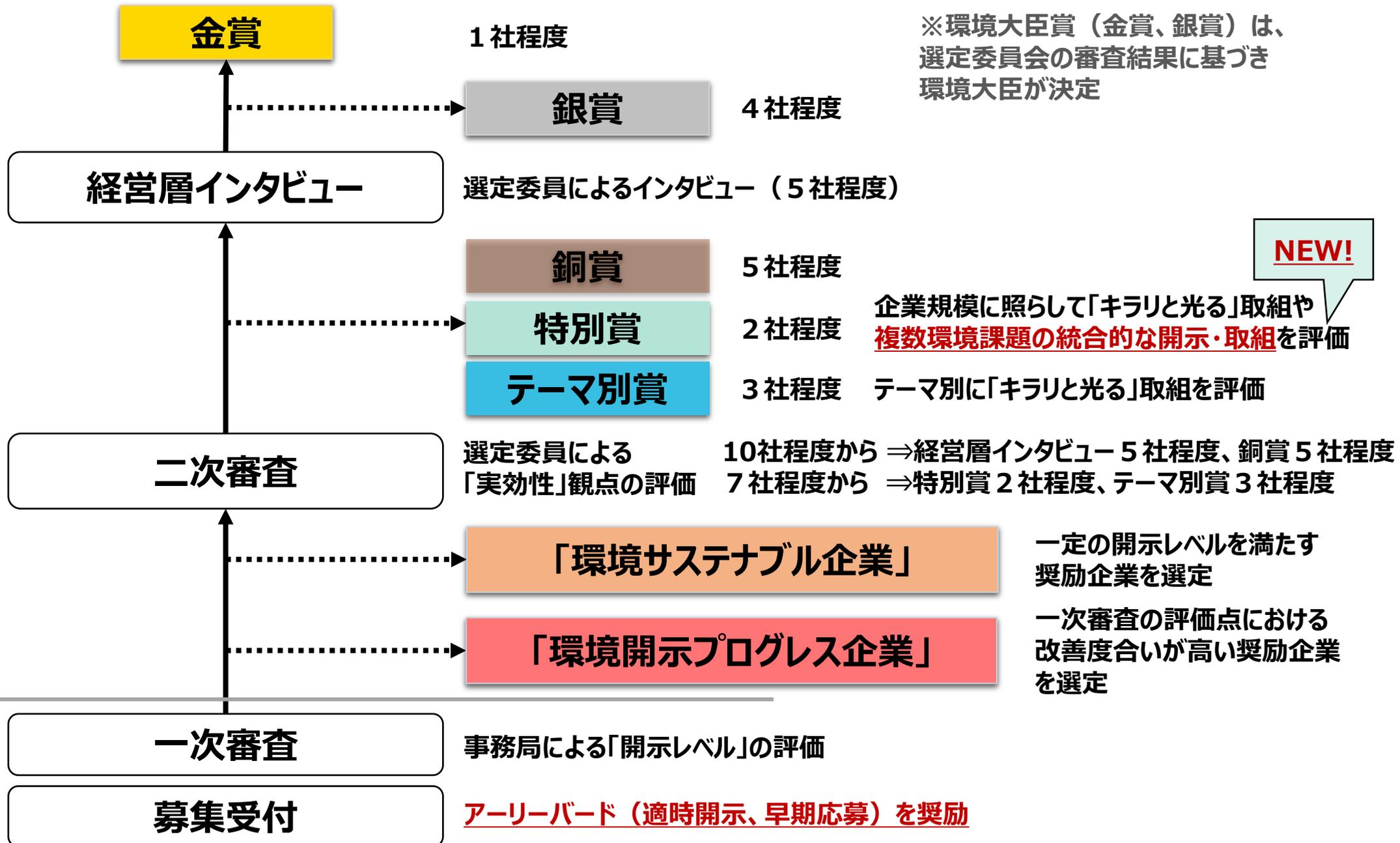
環境サステナブル企業部門とは／表彰対象



- 環境サステナブル企業部門は「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」の一部門です。
- 投資家の視点から、「環境関連の重要な機会とリスク」を「企業価値」向上に向け経営戦略に取り込み、企業価値の向上にもつなげつつ、環境への正の効果を生み出している企業を表彰しています。
- 「環境サステナブル企業部門」は、上場企業と一定規模以上の非上場企業を対象とします。
※上場・取引市場の国内外は不問です。非上場企業は、直近年度売上高60億円以上及び期末従業員数250人以上を目安とします
- 審査対象は、日本語で作成された投資家向け環境報告とします。
※投資家向け環境報告には、有価証券報告書のほか、統合報告書、統合報告と一体的活用されている環境データブックやサステナビリティ報告書なども含まれます

| 賞の種別 | | 対象となる企業 | 予定数 |
|----------------|-------------|--|------|
| 贈賞 (環境大臣賞) | 金賞 | ✓ <u>環境情報開示が総合的に優れている企業</u> ✓ 開示された取組が企業経営に統合され、 <u>優れた実効性</u> を有している企業 | 1社程度 |
| | 銀賞 | | 4社程度 |
| 贈賞 (選定委員長賞) | 銅賞 | ✓ <u>企業規模に照らして、固有の特徴的な取組</u> を行っている、 又は <u>環境情報開示が総合的に充実</u> している企業 ✓ <u>複数の環境課題の同時解決に資する統合的な取組や開示</u> に挑戦し、 その内容が優れている企業 | 5社程度 |
| | 特別賞 | | 2社程度 |
| | テーマ別賞 | | 3社程度 |
| 選定 | 環境サステナブル企業 | ✓ <u>開示充実度が一定の基準</u> を満たしている企業 | 上限無し |
| | 環境開示プログレス企業 | ✓ 本アワードに継続的に応募いただいており、 <u>開示の改善度合いが高く</u> 、 一層の発展が期待される企業 | 上限無し |

環境サステナブル企業部門 選定プロセス



環境サステナブル企業部門 選定委員会



- 選定委員会は投資家・有識者等で構成されます。

(敬称略)

| <委員長> | |
|-------------|--|
| 北川 哲雄 | 青山学院大学 名誉教授 東京都立大学 特任教授 |
| <委員> (五十音順) | |
| 栗野 美佳子 | 一般社団法人SusCon 代表理事 |
| 櫻本 恵 | MEGUMI ESG CONSULTING 代表 |
| 竹ヶ原 啓介 | 政策研究大学院大学 教授 |
| 手塚 裕一 | 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 スチュワードシップ推進部 シニア・スチュワードシップオフィサー |
| 寺門 雅代 | ニッセイアセットマネジメント株式会社 サステナブル投資推進部 兼 株式運用部投資調査室 チーフ・アナリスト |
| 堀江 隆一 | CSRデザイン環境投資顧問株式会社 代表取締役社長 |

- 主に以下の点を評価します。
 - 優れた環境情報の開示
 - 取組の実効性を納得させるガバナンスやPDCA
 - 業種特性に照らした重要環境課題の重大さ、課題解決への期待効果、企業価値への影響、他の重要な環境・社会への著しい悪影響への対処
 - 総合的に「環境サステナブル企業」として優れている度合い
- ⇒ 基準に照らして開示が充実している・優れているというのみならず、選定委員により実効性等の観点から総合的に評価・審査されます。
- 金賞、銀賞は環境大臣賞として、銅賞は選定委員長賞として表彰します。
- 環境大臣賞の選定にあたっては、候補となる全ての企業に経営層インタビューを行います。
- 環境省ウェブサイトで企業名と受賞理由を公表し、記念盾（金賞・銀賞のみ）、表彰状、ロゴマークを授与します。

- 特別賞は、**企業規模に照らしてキラリと光る固有の取組**を行っている企業や、**複数の環境課題の同時解決に資する統合的な開示・取組**を行っている企業を表彰します。
- テーマ別賞は、**特定の環境課題（ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミー）に関して、キラリと光る固有の取組**を行っている企業を表彰します。
- 環境省ウェブサイトで企業名と受賞理由を公表し、表彰状とロゴマークを授与します。

※従前カーボンニュートラルという用語を用いてきましたが、国際的な文脈においては、ネット・ゼロと表現することが一般的であることを踏まえ「ネット・ゼロ」を用います。いずれも基本的な意味は同じと認識されます。

※ 全ての視点から1社ずつ選ばれるわけではなく、審査の結果、特別賞、テーマ別賞の該当企業がない場合があります。

■ 特別賞の審査の視点

- 企業規模の観点※から限られたリソースを固有の特徴的な取組に戦略的に注力している、又は限られたリソースのなかで情報開示が総合的に充実している
- **複数の環境課題の同時解決に資する統合的な取組や開示に挑戦し、その内容が優れている**

※ 昨年度の応募企業の傾向から、売上高5,000億円未満を目安として想定しています。

■ テーマ別賞の審査の視点

- ネット・ゼロや気候にレジリエントな社会の実現に貢献する特筆すべき技術、事業、取組
- ネイチャーポジティブ経済の実現に貢献する特筆すべき技術、事業、取組
- サーキュラーエコノミーの実現に貢献する特筆すべき技術、事業、取組

NEW!

- 総合的な環境情報開示とは異なる視点で審査が行われるため、様々な企業規模や業種の企業に、受賞のチャンスがあります。
- 特別賞及びテーマ別賞の審査を希望する企業は、**自社が特別賞やテーマ別賞に値すると考えるポイントをエントリーフォーム内の「特別賞・テーマ別賞への該当」欄へ記載してください。**

※ 特別賞及びテーマ別賞の審査は、エントリーされた開示情報の内容と自由記述欄の内容を参考に行います。
(経営層インタビューはありません)

- 「特別賞・テーマ別賞への該当」欄への記載内容には、可能な限り、以下のいずれかの要素が含まれていることが期待されます。
 - 当該技術、事業、取組による環境へのインパクトの情報
 - 当該技術、事業、取組による財務的影響の定量的な情報
 - 当該技術、事業、取組が、**同業種の企業、及び/又は他業種の企業にとって模範・参考になる点**
 - 当該技術、事業、取組を、**以前の自社と比較した場合の変化の内容や大きさ**の説明
 - 複数の環境課題の同時解決に向けて、**新たに実施した又は以前から進展した技術、事業、取組や、新たな開示（TCFD・TNFD統合型の分析実施やレポートの発行など）**の説明

「環境サステナブル企業」について

- **開示充実度が一定の基準を満たしている企業**を「環境サステナブル企業」として選定します。
- 環境省ウェブサイトで企業名を公表し、表彰状（データ版）とロゴマークを授与します。

■ 一定の開示充実度とは？

- 評価軸「1. リスク・事業機会・戦略」、「3. ガバナンス」、及び「2. KPI」の「気候変動」に含まれる「評価の視点」のうち（注1）、**過去数年間の応募企業の一次評価における平均得点率（注2）が8割を超えていること**を目安に決定

（注1）評価軸の「2. KPI」は、企業のマテリアリティの特定状況によって得点率が左右されるため、これまで選定基準から除外していたが、「気候変動」について、すべての応募企業がマテリアルと特定している状況となっていることに鑑み、第5回から追加。

「4. 加点要素」は、その位置づけ・性質自体が追加的な評価であり一定水準を求めるものではないため、除外。

（注2）平均得点率とは、1点以上を獲得した企業数／応募企業総数（%）の2年間又はそれ以上の平均。



環境サステナブル企業の選定基準項目 1/2



| 評価軸 | | 評価の視点 | |
|-----------------------|------------------------|-------|--|
| 1. リスク・事業機会・戦略 | | | |
| (1) | 重要な環境課題の分析結果とその方法 | B | 特定された重要な環境課題を重要と特定する理由、及び特定に至るプロセスの両方を示している。 |
| (2) | 環境関連リスク・機会の特定と影響可能性の把握 | D | 重要な環境課題に関連する事業リスク・機会の財務的影響の大きさについての検討がなされている。 |
| | | E | 重要な環境課題に関連する事業リスク・機会の実現の時間軸（時期）についての検討がなされている。 |
| | | F | 重要な環境関連の事業リスク・機会について、現状と実績、今後の課題に関する経営陣の検討と分析が示されている。 |
| (3) | 重要な環境課題に関する中長期戦略 | A | 重要な環境課題に対応するための中長期戦略がある。 |
| | | B | 中長期戦略が、企業の存続基盤である環境・社会の持続可能性への寄与も意図している。 |
| | | C | 重要な環境課題に関連するリスク・機会への対応が、経営戦略に統合されている。 |
| | | D | 経営資源の割当や組織体制など、戦略の実行を確かなものとする措置がとられている。 |
| | | E | 重要な環境課題に対応するための戦略が、概論的・抽象的でなく、企業活動の各分野（R&D、設備投資、サプライチェーン管理など）における具体的取組に具体化されている。 |
| 2. KPI | | | |
| (1) | 気候変動 | A | 企業のビジネスにとって気候変動が重要な環境課題であり、スコープ別GHG排出量を含む気候変動に関するKPIが設定、開示されている。 |
| | | B | 気候変動に関する戦略（気候関連の影響の特定（物理的/移行リスク・機会）、シナリオ分析、内部炭素価格の活用を含むカーボンプライシング考慮等）、管理活動、バリューチェーンマネジメント等が示されている。 |
| | | C | 気候変動に関する戦略に基づき、算定方法/達成度評価方法が明確で、野心的な目標が設定されている。（野心的目標 = 中期計画の期間を超える長期目標であり、その目標からのバックカスティングにより実現可能性の検証がなされたもの） |
| | | D | 2050年ネット・ゼロ実現に向け、移行計画がたてられ、科学的根拠のある目標に基づいてGHG排出削減の長期目標達成の経路上にある中間目標が設定され、そのスコープは重要性に応じて適切な範囲をカバーしている。 |
| | | E | KPIの実績が目標どおりに進捗している。進捗に遅延がある場合、遅延理由を踏まえ十分な進捗であると判断できる。 |

※ハイライト箇所は今年度より選定基準に追加された項目です

環境サステナブル企業の選定基準項目 2/2



| 評価軸 | | 評価の視点 | |
|----------------------------------|---|--|--|
| 3. ガバナンス | | | |
| (1) 長期的な価値創造の観点での重要環境課題に関するガバナンス | B | 企業トップが、中長期的な企業の価値向上に向けた取組の一環として、環境課題への対応にコミットメントを示している。(参考情報例：統合報告のトップメッセージでの環境課題に対する言及の有無・多寡、環境課題に対する取組みに関する意気込みが統合報告と環境関連報告書とで変わらないか 等) | |
| | E | 経営戦略に照らして備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の環境関連の経験・知見や執行部門に環境関連の諮問委員会があることが開示されており、環境関連の課題に対応する能力を有していることが示されている。(例：環境関連の課題に対応する能力を有することが分かる経験・知見等の説明、スキル・マトリックスの開示) | |
| | F | 環境・持続可能性にも配慮しつつ、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、独立した立場で経営の監督等を行うことができる独立社外取締役が選任されており、環境関連の課題に対応する能力を有することが分かる経験・知見等の説明、スキル・マトリックスの開示等がある。 | |
| | G | 取締役会や環境関連の諮問委員会が、企業の環境課題について報告を受けるプロセスと頻度が示されている。 | |
| | I | 環境課題に対する取組の進捗やKPIを監視する責任の所在が明確にされている。 | |
| (2) 環境情報の開示 | A | 環境報告は、データ羅列でなく、経年比較や原単位を示すなど工夫が見られ、その情報の意味合い、重要性が理解できる開示になっている。 | |
| | B | 環境情報の第三者保証を受けている。 | |
| | C | 環境情報は、自社単体に加え、主要取引先、出資事業、グループ内企業、関連企業などを網羅して提供されている。 | |
| | D | 環境情報は、決算期末から6か月後程度までの適切なタイミングで遅滞なく公開されている。 | |
| (3) 環境課題に関する投資家との対話 | A | 投資家を含むステークホルダーとの建設的な対話についての方針が開示されている。 | |
| (4) 環境関連リスク・機会の管理プロセス | A | 環境関連リスク・機会を管理・モニタリングする体制（責任、役割） | |
| | B | 環境関連法規の遵守状況 | |
| | H | サプライヤー監査の実施 | |
| | I | 事故予防や緊急事態管理に関するルールや手順、およびそれらに関する教育訓練の定期的な実施 | |

※ハイライト箇所は今年度より選定基準に追加された項目です

「環境開示プログレス企業」について



■ **開示の改善度合いが高く、より一層の発展が期待される企業**を「環境開示プログレス企業」として選定します。

■ 環境省ウェブサイトで企業名を公表し、表彰状（データ版）とロゴマークを授与します。

※ 選定には、継続的にご応募いただいている必要があります。

■ 本選定の趣旨は？

- 金・銀・銅賞や特別・テーマ別賞を受賞するチャンスがなかなか無いとお考えの企業であっても、開示のレベルを飛躍的に高めているケースがあります。
- 本選定では、そのような企業の環境情報開示の努力と発展を評価しようとするものです。

■ 開示の改善度合いが高いとは？

- 一次審査での開示充実度の評価において、**今年度の得点が前回応募時より上昇している（開示が改善している）企業のうち、得点の上昇幅が平均以上である**ことを目安に決定（注）

（注）選定の趣旨に鑑み、上記の条件に該当する企業であっても、今年度に金・銀・銅賞を受賞、又は以前に金・銀・銅賞の受賞経験がある企業は対象外とします。特別賞・テーマ別賞の受賞経験、環境サステナブル企業への選定歴は問いません。

- 審査基準は「評価軸と評価の視点（令和7年9月版）」をご覧ください。
- 応募時には、**募集要項とともに「評価軸と評価の視点（令和7年9月版）」を十分に御参照ください。**

| | |
|----------------|--|
| 1. リスク・事業機会・戦略 | (1) 重要な環境課題分析結果とその方法 (2) 環境関連リスク・機会の特定と影響可能性の把握 (3) 重要な環境課題に関する中長期戦略 |
| 2. KPI | (1) 気候変動 (2) 水資源 (3) 生物多様性 (4) 資源循環 (5) 化学物質・汚染予防 |
| 3. ガバナンス | (1) 長期的価値創造の観点での重要環境課題に関するガバナンス (2) 環境情報の開示 (3) 環境課題に関する投資家との対話 (4) 環境関連リスク・機会の管理プロセス |
| 4. 加点要素 | (1) SBT (2) RE100 (3) ネイチャーポジティブ経営 (4) グリーンボンド等 (5) 第6次環境基本計画重点戦略の実現に貢献するプロアクティブな事業機会対応 (6) 有価証券報告書における開示 (7) 企業年金基金 |

- 評価項目に該当する情報を開示していても、エントリー情報がない場合は、当該評価項目について評価できない可能性がありますので、御留意ください。

※ 監督官庁による行政処分や法令違反、重大な懸念事項が生じていることなどにより、審査の対象外となる可能性があります。

※ 複数年にわたっての連続赤字企業は、一次審査における開示充実度の評価が高くとも、「企業価値」の観点から贈賞の対象外とする可能性があります（今年度の業績見込みも考慮する場合があります）。

「評価軸と評価の視点」(一部抜粋・サンプルイメージ)

| 評価軸 | 評価の視点 | 審査でのポイント | |
|----------------------------|-------|---|---|
| 1. リスク・事業機会・戦略 | | | |
| (1) 重要な環境課題の分析結果とその方法 | A | 企業が環境課題を重要と認識している(重要な環境課題が特定されている)。 | - |
| | B | 特定された重要な環境課題を重要と特定する理由、及び特定に至るプロセスの両方を示している。 | - |
| | C | 重要な環境課題の特定にあたり、多様なステークホルダーの見解が収集・反映されている。↓ その際に、多様なステークホルダーへの働きかけ(ステークホルダー・エンゲージメント)がなされている。経営層がステークホルダー対話に積極的である。 | 自社にとって重要なステークホルダーを特定した上で、ステークホルダーの見解を具体的に特定・収集していることが望ましい。 加えて、取締役や経営陣もステークホルダーとの対話に参加していることが望ましい。 |
| | D | 特定された重要な環境課題が、企業のビジネスモデルに照らして重要であることの説明に説得力がある。 | - |
| (2) 環境関連リスク・機会の特定と影響可能性の把握 | A | 【令和7年度審査対象外】重要な環境課題に関連する事業リスク・機会が特定されている。 | - |
| | B | 【令和7年度審査対象外】重要な環境課題に関連する事業リスク・機会は、主要製品や自社設備などだけでなく、企業のビジネスモデル全体を考慮して特定されている。 | - |
| | C | 【令和7年度審査対象外】重要な環境課題に関連する事業リスク・機会が、企業のビジネスモデル上のどこで発生するかが特定されている(サプライチェーンやバリューチェーンの特定箇所や、特定の製品・サービス等)。 | - |

・ 応募企業に期待される情報開示の内容を補足するため、今年度より、「**評価の視点**」の一部について「**審査でのポイント**」を記載しています。

| 評価軸 | 評価の視点 | 関連する開示要件 |
|----------------------------|-------|--|
| 1. リスク・事業機会・戦略 | | |
| (1) 重要な環境課題の分析結果とその方法 | A | 【ISSB】 IFRS S1 重要性パラグラフ 17 【SSBJ】 適用基準 第 48 項 【ESRS】 ESRS1 3、ESRS2 開示要件 IRO-1 |
| | B | 【ESRS】 ESRS2 開示要件 IRO-1 |
| | C | 【ESRS】 ESRS2 開示要件 SBM-2 |
| | D | 【ESRS】 ESRS2 開示要件 SBM-3 |
| (2) 環境関連リスク・機会の特定と影響可能性の把握 | A | 【TCFD】 戦略 a) 【ISSB】 IFRS S1 戦略パラグラフ 30 (a) 【SSBJ】 一般基準 第 14 項 (1) 【ESRS】 ESRS2 開示要件 SBM-3 |
| | B | 【ISSB】 IFRS S1 戦略パラグラフ 32 【SSBJ】 一般基準 第 15 項 |
| | C | 【ISSB】 IFRS S1 戦略パラグラフ 32 【SSBJ】 一般基準 第 15 項 |
| | D | 【TCFD】 戦略 b) 【ISSB】 IFRS S1 戦略パラグラフ 34 【SSBJ】 一般基準 第 16 項及び第 18 項 |
| | E | 【TCFD】 戦略 a) 【ISSB】 IFRS S1 戦略パラグラフ 30 (b) (c) 【SSBJ】 一般基準 第 14 項 (2) (3) (4) |
| | F | 【ISSB】 IFRS S1 戦略パラグラフ 33 (b) 【SSBJ】 一般基準 第 23 項 (1) (2) |
| | G | 【ISSB】 IFRS S1 戦略パラグラフ 33 (c) 【SSBJ】 一般基準 第 23 項 (3) |
| | H | - |
| (3) 重要な環境課題に関する中長期戦略 | A | 【TCFD】 戦略 b) 【ISSB】 IFRS S1 戦略パラグラフ 33 (a) 【SSBJ】 一般基準 第 23 項 (1) (c) 【ESRS】 ESRS2 開示要件 |

・ 応募時の参考としていただくため、「**評価軸と評価の視点**」の末尾に、**TCFD提言やSSBJ基準等の開示要件との関係性を整理**しています。

※あくまでも関連する開示要件を参考として示すもので、開示要件への完全な適合を示すものではありません。

今年度の審査基準の主な改定ポイント



■ 審査基準（評価軸と評価の視点）は、選定委員会で毎年見直し、募集開始とともに公開します。

- ✓ **複数の環境課題の相互関係**や、重要な環境課題に関する**事業リスク・機会**の間の**トレードオフ・トレードオン**を考慮し、複数の環境課題の同時解決に資する**統合的な取組や開示**を進めている企業を、より高く評価。
⇒「評価軸と評価の視点」1.(2) D、1.(2) G、特別賞
- ✓ **環境情報と財務情報のつながりのある開示**を行い、**企業価値向上に向けたストーリーの説得力を高めている**企業を、より高く評価。
⇒「評価軸と評価の視点」1.(2) D、4.(6) B
- ✓ 重要な環境課題に対応するための戦略及びビジネスモデルにおいて、**重要なステークホルダーの利害及び見解を考慮し、取締役会と経営陣がこれを監督**している企業を、より高く評価。
⇒「評価軸と評価の視点」1.(3) F、3.(1) K
- ✓ 重要な環境課題に対応するための戦略に関連して、**自社の取組による財務的な成果や社会に与える影響との関係を分析**している企業を、より高く評価。
⇒「評価軸と評価の視点」1.(3) G
- ✓ 有価証券報告書上で、**財務情報と同じ期間のカテゴリー別スコープ3GHG排出実績を開示**している企業を、より高く評価。
⇒「評価軸と評価の視点」4.(6) A

■ **募集期間：令和7年9月16日（火）～令和7年10月31日（金）17時**

■ 募集開始に関する環境省報道発表：
（募集要項等の各種書類はこちら）

https://www.env.go.jp/press/press_00694.html



（環境省報道発表）

■ エントリーフォーム

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/kigyo/2025/>



（エントリーフォーム）

- 上記ウェブサイトアクセスし、エントリーフォームに必要事項を記入して御応募ください。
- 必要な場合は電子メールでの資料提出が可能です。
- やむを得ず紙媒体を提出する場合は、事前に事務局へ御相談ください。

エントリーフォーム（サンプルイメージ）

【評価項目別の情報開示箇所】 1. (1)

Q18 別紙「評価軸と評価の視点（令和7年9月版）」をご参照の上、評価軸「1. (1) 重要な環境課題の分析結果とその方法」及びその評価の視点（A～D）に関する情報開示箇所を記載してください。

※評価の視点ごとに、該当する内容を開示している情報開示媒体の名称とページ番号、又はURLを記載してください。

(記載例)
評価の視点A：有価証券報告書〇ページ、https://www.xxx
評価の視点B：統合報告書〇～〇ページ
評価の視点C：有価証券報告書〇ページ、統合報告書〇ページ
評価の視点D：無し

- 大項目「評価軸」ごとに記載欄を設けています
- 小項目「評価の視点」（A～Dなど）ごとに、開示媒体の名称とページ番号、URL等を記載いただくと、審査に漏れがありません

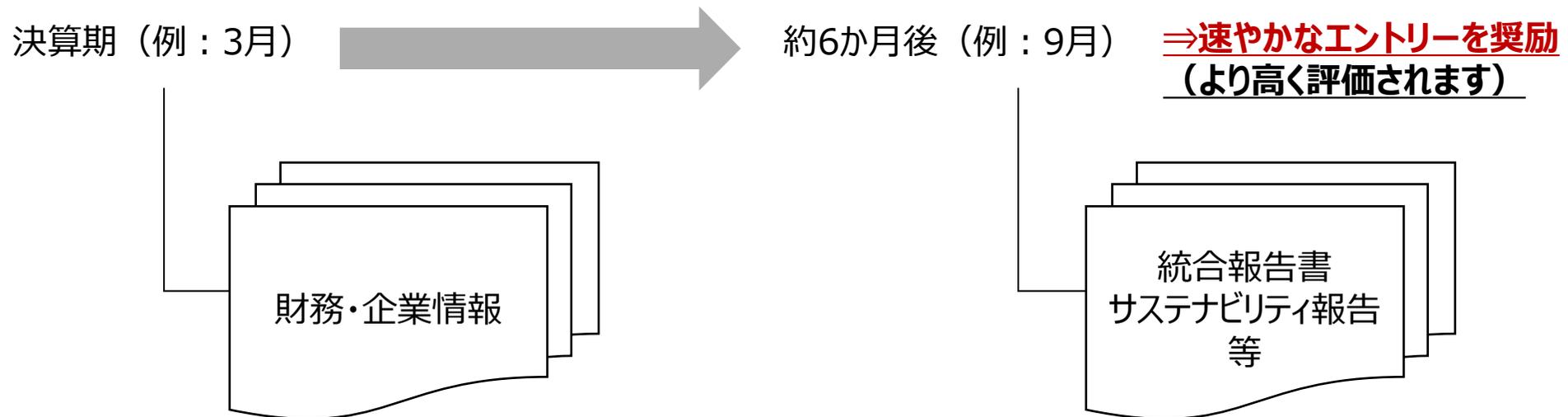
確認

一時保存

- 入力内容の一時保存機能がございます。
（エントリーフォームの最上部と最下部にある「一時保存」ボタンを押してください）
- 入力内容の提出後に、PDF及びCSV形式で入力内容をダウンロード可能です。

アーリーバード（適時開示、早期応募）の奨励

- タイムリーな環境情報開示を奨励するため、決算期から情報開示までの期間も評価しています。
- 上場企業の決算後の統合報告の発行タイミングに関する実態などもふまえ、**決算期から6か月後以内に環境情報を記載した報告書等を公開していることを目安**としています
- 環境情報の適時開示を実践する企業は、**9月中や10月上旬の早期応募が奨励**されます。



2 四半期以上の遅れ（例：11月）は、タイムリーとは言い難い

企業年金を実施している企業様

グリーン/サステナビリティ/サステナビリティリンク/トランジションボンド・ローンによる資金調達のある企業様

- 第7回ESGファイナンス・アワード・ジャパンの金融部門では、非金融の事業会社の皆さまにも関係が深い「アセットオーナー部門」や「資金調達者部門」を設けています。
 - アセットオーナー部門：自らの理念、行動原則、投資方針等を踏まえ、投資サイクル全体でESG投資を推進し、環境・社会に対してインパクトを与えていると想定される取組を表彰します。
 - 資金調達者部門：インパクトの創出を目的とした取組の資金調達において、ESG関連の債券や融資等を活用し、関連市場の拡大に貢献している事例や資金調達者の取組を表彰します。
- 「環境サステナブル企業部門」への応募は難しいとお考えの企業様であっても、
以下の場合は、**金融部門の「アセットオーナー部門」や「資金調達者部門」への応募を是非ご検討ください。**
 - 企業年金ご担当者様がESG投資の推進に取り組まれている場合
 - 対象となる資金調達の取組がある場合
- **簡易応募方式**もございます。 ※金融部門では、特別賞・テーマ別賞のみ簡易応募が可能。

■ 金融部門の募集について

- 環境省報道発表：

https://www.env.go.jp/press/press_00707.html

- 募集期間：令和7年9月16日（火）～令和7年10月31日（金）17時





【お問い合わせ】

ESGファイナンス・アワード・ジャパン（環境サステナブル企業部門）事務局：

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

サステナブルビジネス戦略センター 川上、正垣、奥野

E-mail : esgf-award-esc@murc.jp

Tel : 03-6733-4946（祝日を除く月～金の10:00-17:00）